

令和 3 年 6 月 11 日現在

機関番号：33917
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2018～2020
 課題番号：18K01261
 研究課題名(和文) フランスにおける国民主権原理と国籍法制の史的展開 共和主義と帰化および二重国籍

研究課題名(英文) Historical development of the principle of popular sovereignty and nationality legislation in France -Republicanism, naturalization and dual citizenship-

研究代表者
 菅原 真 (SUGAWARA, SHIN)
 南山大学・法学部・教授

研究者番号：30451503
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、近代フランスの国籍法の変化を明らかにしながら、重国籍および帰化者の政治的権利の法的展開を、憲法学の観点から明らかにすることである。

(A) フランス共和主義的伝統は、帰化者に対し「同化の見習い期間」を設定し、一定期間公的領域から排除したが、現在は、国籍を有する市民間で差別があってはならないと解されている。(B) フランスでは重国籍が伝統的に許容されてきた。人口対策がその主要因であり、1974年国籍法が帰化者の重国籍を容認した。重国籍者は各国籍国によってその国民とみなされ、政治的権利も保障される。欧州人権裁判所判例により、重国籍者の国政被選挙権も保障される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

1930年国籍抵触条約が定めるように、国際法では「国籍唯一の原則」が掲げられ、重国籍と無国籍の解消が目指されてきた。1963年にはヨーロッパ評議会が重国籍削減条約を制定し、国籍喪失に関する規定を設けた。しかし、1993年の同条約第二議定書や1997年ヨーロッパ国籍条約によって、フランスを含む欧州諸国の多くは重国籍を許容している。

現在、日本の国籍法は重国籍を認めないように見えるが、現実には国際結婚の増加等により、重国籍者は約89万人と推計されている。「主権の母国」であるフランスにおいて、なぜ重国籍が許容され、彼らの政治的権利はどのように考えられているかについて、考察を行った。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is (1) to clarify the historical changes in French nationality law during the period from the Revolution to the present day, and (2) to clarify the legal development of the political rights of French dual citizens and naturalized persons from the perspective of constitutional law.

(A) The French republican tradition has set "assimilation apprenticeship periods" for naturalized people and excluded them from the public sphere for a period of time. However, it is now understood that there should be no discrimination among citizens once they acquire nationality. (B) France has allowed dual nationality since World War I as a measure against population decline. The Nationality Law of 1974 allowed dual citizenship of naturalized persons. Dual citizens are considered nationals by their countries and their political rights are guaranteed. The ECHR found the ineligibility of persons with dual citizenship to violate Article 3 of Protocol No. 1.

研究分野：憲法学

キーワード：重国籍 フランス 国民主権 国籍法 共和主義 帰化 フランス憲法 参政権

1. 研究開始当初の背景

フランスの重国籍者および帰化者の政治的権利をテーマとする本研究を実施しようとした背景としては、以下の諸点がある。

(1) 第一に、国民主権原理を採用する民主主義国において、各国の主権者は「国民」であるとされ、政治的権利の担い手である「国民」・「市民」は「国籍保持者」であることが前提とされてきた。「国民国家の揺らぎ」が生じる中で、現在、地方レベルにおいては何らかの形で外国人参政権を承認している国は66カ国にのぼり、OECD諸国の中では外国人の参政権を一切認めていない国は日本だけとなっている。しかし、国政レベルで永住外国人に選挙権を認めている国は、ニュージーランドを唯一の例外とするにとどまっている(同国においても、国政被選挙権は「永住者」には保障されず、英連邦諸国民に限定している)。したがって、国政レベルにおける「主権の行使」の担い手は、現代においても各国の憲法理論上「国民」に限定されており、それは「国籍保持者」であることを引き続き前提としており、「外国人」はそこから排除されているといえる。

とりわけ、「主権の母国」であるフランスでは、従来、政治的権利から外国人を排除するという法制度を貫徹してきたと考えられる。既に研究代表者は学位論文において、第三共和制期のフランスの共和主義の理念こそが、「国家権力の一元的強化と、均質な国民を創造することによって国民統合を現実に果たすことを目指すことにより、『市民』の平等を構築し、その反対に非『市民』とされた外国人を排除」するものであったこと、さらにそれを起点にして、「法的にフランス人＝フランス市民であるはずの帰化者」についても一時的に「公的領域」から排除してきたことを明らかにした。現代フランスにおいては、この「帰化者」の政治的権利について、どのように解され、また制度化されているかを本研究で明らかにする必要があると考えた。

(2) 第二に、グローバル化の進展の中で、ヒトの移動と国際結婚が増加し、重国籍/複数国籍者が増加している。従来、国際法の領域では重国籍の防止が唱えられ、「国籍唯一の原則」が重要な原則であるとされてきた。

そうした中で、日本においては、2016年、民進党(=当時)代表に選出された参議院議員・蓮舫氏のいわゆる「二重国籍問題」が一部マスコミによって批判的に展開された。蓮舫議員は、日本国籍を選択し、台湾籍を離脱する法手続を行ったにもかかわらず、自己の戸籍情報を含む関係書類の開示を行った上で、2017年7月、同党代表辞任に追い込まれた。このいわゆる「蓮舫問題」は、旧帝国臣民の国籍の取り扱いや台湾籍という未承認国家の国籍問題など、議論を必要とする複雑な問題が内包されていたが、そのような「決着」によって議論は収束し、「重国籍」自体が問題であるとの世論を喚起することになった。日本の法務省によれば、2006年度中に出生した子の100人に1人以上が重国籍者であるとされ、その数は約89万人と推定されている。

近時、日本の国際法学においても「国籍唯一の原則」に関する議論が展開されるようになる中で、日本憲法学としても、これを探究する必要がある。とりわけ重国籍者の政治的権利については、「国民主権」との関係で解明すべき論点がいくつか存在する。そこで、1930年の「国籍の抵触についてのある種の問題に関する条約」および1963年の「重国籍の減少及び重国籍者の兵役に関する協定」を批准し、「国籍唯一の原則」を採用しているはずのフランスにおいて、「重国籍」をどのように扱い、また重国籍者の政治的権利についてどのように対応しているのかを解明する必要があると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、フランスにおける重国籍者および帰化者の政治的権利について、憲法学の観点から解明することにある。

フランスの共和主義的伝統においては、従来、政治領域にとどまらず外国人差別政策を押し進めてきたと考えられる。その背景にあるのは、「フランス共和主義」の理念に基づく伝統的な「移民の統合モデル」であると考えられる。フランス共和主義とは、「一つの個性ある政治文化」、「フランスらしい国の個性」、「フランスの国としてのアイデンティティ」がイメージされるところの、特殊な意味を包含する言葉である。この「フランス共和主義」に忠実な伝統的政治制度の在り方は、山元一教授によって以下のようにまとめられている。国家の隅々の地域までその統一的な意思である「法律」が平等に適用されるためには、高度に中央集権化された行政制度を有することが要請される。国家の統一を強力に推進する「一にして不可分の共和国」が標語となる。国の様々な地域が文化的個性をもち、それぞれの言語を有することは禁じられるべきであり、フランス語が国家語として君臨しなければならない。議会の意思決定である法律は、国民の意思を表明するものであるから最高の価値をもち、そのような議会の意思を制約したり、議会の意思に対抗する権力を構想することは許されない。前近代社会において社会的秩序を構成し、特権を行使してきた職業団体は敵視され、それが享受してきた特権の放棄や回

体そのものの解体が要求される。このように、個人を直接に国家と対峙させるような社会の在り方は、各個人を国家に直面させる平等な存在として取り扱うものであるから「普遍主義」と呼ばれる。

こうしたフランス共和主義は、英米流の「多文化主義 (multiculturalism)」を批判し、それをエスニック集団のゲッター化の論理とみなし、フランス流の「移民統合 (実際には同化)」モデルに基づく対処をとってきた。歴史家 G・ノワリエルは、それを「移民統合の共和主義モデル」と評した。ノワリエルによれば、第三共和制期末に国家指導者が腐心したのは、「人民階級をいかにして国民国家に統合するか」ということであり、二つの改革によってそれは達成された。その一つが人民階級の政治参加、「市民権」の承認であり、もう一つが社会保障政策の展開である。「国家に帰属すること、すなわち、フランス国籍を保持することが社会権獲得に直結するようになり、移民の増加は、こうした民主化の直接的な帰結であった。つまり、当時の労働者は何の権利ももっていなかったため、彼らがフランス人であろうが外国人であろうが、政府にとってそれまで大差はなかったのであるが、しかし、労働者が政治的・社会的権利を獲得すると、フランス国家に属する者とそうでない者とを峻別する必要が生じた。かくして外国人は、国民に付与される権利を持たない人々という消去法によって定義されるようになったのである。労働者階級の統合と外国人移民の社会的排除は、コインの表と裏の関係にある。」

実際、伝統的な「フランス共和主義」の理念は、国家権力の一元的強化と、均質的な国民を創造することによって国民統合を目指すことにより、「市民」の平等を構築し、その反対に非「市民」であるとされた外国人を「政治的領域」から排除してきた。帰化者についても、「同化」が体现するまでの期間、政治的権利の行使を停止するという考え方は、そこから生じたのである。

そこで、本研究は、三年間をかけて以下のことを探究した。

- (1) 大革命以降のフランスにおける国籍法制の展開を明らかにする。
- (2) フランスにおいては、「国籍唯一の原則」がどのように展開してきたかを明らかにする。
- (3) フランスの帰化者の政治的権利はどのような制限が加えられてきたか、現在はそうした差別があるのかどうかを明らかにする。
- (4) フランスの重国籍者の政治的権利はどのように考えられ、制限が加えられているかを明らかにする。

3. 研究の方法

上記(1)～(4)で明らかにすべき課題について、フランスにおける「国籍」と政治的権利に関する文献研究を中心に研究を進めた。

また、日本では国籍法 11 条違憲訴訟が展開されており、その訴訟における原告・被告(国)の準備書面などを収集し、また国籍法を専門とする研究者や実務家から専門的知識の教授を受けて、日本における「重国籍/複数国籍」に関する国際法の諸文献についても研究を進めた。

4. 研究成果

(1) フランスにおける国籍法制の史的展開について

フランスの歴史家 P・ヴェイユによれば、フランスの国籍法が歴史的に 3 つの段階を経て変遷していったとされる (Patric WEIL, *Qu'est-ce qu'un français ? : Histoire de la nationalité française depuis la Révolution*, Grasset, 2002) [邦訳は、パトリック・ヴェイユ (宮島喬・大嶋厚・中力えり・村上一基訳) 『フランス人とは何か 国籍をめぐる包摂と排除のポリティクス』という題名で、明石書店から 2019 年に発行]。

第一段階は、父系血統主義による国籍取得を原則とした 1803 年民法典 (ナポレオン法典) の制定である。アンシャン・レジーム期や革命初期の憲法の中に見出され、ナポレオンが支持していた生地主義は、民法典編纂委員会の F・トロンシェによって否定された。この血統主義の原則は、その後、欧州やアジア諸国でも採用されていった。第二段階は、血統主義の原則に加え、生地主義のアプローチも取り入れた 1889 年国籍法の制定である。フランスは他の欧州諸国に先んじて移民受入れ国となったが、移民やその子どもたちは外国人の身分のまま定住し、国民の兵役義務の対象から逃れていた。兵隊不足を解消するため、フランスで生まれた外国人は、親がフランスで出生していた場合に自動的にフランス国籍を付与されること (二世代出生地主義) などが定められ、ここに「生地主義の共和国的用法」が創始された。第三段階は、第一次世界大戦後の人口減少への対策として、フランス国籍を欲する多数の移民に対し、帰化またはフランス人との婚姻を通して国籍を付与することを認めた 1927 年国籍法の制定である。

なお、同書では、ヴィシー体制下の国籍政策、とりわけ帰化再審査委員会の活動の実態を解明しており、「好ましからざる者」がフランス人になることを防止するためにヴィシー政権下では、1 万 154 件の帰化取消し、446 件のフランス国籍剥奪、11 万人のアルジェリア・ユダヤ人の市民から臣民への降格が行なわれている。

(2) フランスにおける「国籍唯一の原則」

「二重国籍 (binationalite ou double nationalite)」は伝統的に容認されてきた」と P・ヴェイユは別の論文で述べている。フランスは、先述したように、1963 年「重国籍の場合の減少及び重国籍の場合の兵役義務に関する条約」を批准するなど、第二次世界大戦後においても「国籍唯一の原則」という古典的な国際法上の考え方を維持していたようにも考えられるが、実際には、上述した の段階、すなわち、1927 年 8 月 10 日の法律 (国籍法) によって重国籍を容認した。この法律は、1913 年 7 月 22 日ドイツ帝国国籍法 (Loi Dellbruck) の影響を見ることが出来る。1913 年ドイツ帝国国籍法 25 条は、外国に帰化したドイツ人が自国の国籍を保持することを認める内容であった。フランスが重国籍を容認した背景としては、世界大戦後の人口減に対応する「新しい市民の必要性」、「人口学的必要性 (demographic imperative)」の観点が重視されたことを挙げることができ、フランスに十分に同化している者はフランス人になるべきだとするプラグマティックな対応がなされてきた。

フランスは、重国籍者の権利 (政治的権利も含まれる) を保障する 1997 年ヨーロッパ国籍条約を批准している。批准国および欧州人権条約加盟国においては、重国籍者の権利保障は人権裁判所の判例上も確立されている (2010 年 4 月 27 日「タナセ判決」)。

(3) フランスにおける帰化者の政治的権利

フランス共和主義の伝統は、法的にフランス市民であるはずの帰化者に対して「同化の見習い期間」を設定し、一定期間公的領域から排除することを当然視してきた。1945 年法は政治的権利に関する帰化者の一時的無能力を規定し、1980 年代初頭まで二流市民として扱った。例えば、第二次世界大戦後のフランス法において、帰化者は「フランス人の身分は、選挙人リストに登録されるために」必要とされるすべての選挙において、5 年間投票権を有しないとされた。また、被選挙権については、帰化後 10 年間、選挙で選出される公務に着くことが禁止されていた。

しかし、現在は、共和主義の理念に基づき、一度 フランス国籍を取得すれば、フランス市民の間に差別があってはならないと解されている。しかし、憲法院判決にみられるように、テロ行為によって有罪判決を受けた帰化者の国籍を剥奪する規定は平等原則に反しないとされている。

(4) フランスにおける重国籍者の政治的権利

フランスの 1927 年国籍法は、第一次世界大戦後の人口減少への対策として、フランス国籍を欲する多数の移民に対し、帰化または婚姻を通して国籍を付与することを認め、さらに父母両系血統主義を採用した 1974 年国籍法によって、帰化者の重国籍を容認し、自発的意思で他国の国籍を取得してもフランス国籍は維持されることを容認している。

重国籍への法的対応について、フランス国際私法では二つの柱がある。第一に「自国籍 (フランス国籍) と外国籍を保有するときは自国籍を準拠法とする」という原則、第二に「外国籍と外国籍とを併有するときは、最も実効的な国籍が優位する」という原則である。

重国籍者の政治的権利についても、上記の第一の柱が適用され、重国籍者は、それぞれの国籍国によってその国の国民とみなされ、いずれの国でも国内法によって単国籍の自国民として扱われるため、フランス国籍保持者は当然にフランスの政治的権利を享有する。そもそも国籍を誰に付与するかは立法府の裁量であり (憲法院) 一人一票原則はそれぞれの国籍国においては維持されている。重国籍者の被選挙権を奪うことは欧州人権条約 1 議定書第 3 条に反する (欧州人権裁判所) と解されている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 菅原 真	4. 巻 41/3=4
2. 論文標題 日本における「定住外国人」の地方選挙権	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 南山法学	6. 最初と最後の頁 179-200
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 3件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 菅原 真
2. 発表標題 フランスの国籍と国籍法の現代的意義
3. 学会等名 東洋大学人間科学総合研究所 パトリック・ヴェイユ『フランス人 とは何か』 刊行記念シンポジウム、東洋大学人間科学総合研究所 研究チーム「日仏カップルと家族の研究」（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 菅原 真
2. 発表標題 「ビジネスと人権」と外国人労働者 日本の技能実習生問題を中心に
3. 学会等名 ビジネスと人権研究プロジェクト 2019年度第2回研究会、 科研「『ビジネスと人権における国際人権法の発展』プロジェクト / 神奈川大学法学研究所「『ビジネスと人権』をめぐる法規範の生成と発展」プロジェクト（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 菅原 真
2. 発表標題 重国籍者と政治的権利 - 重「国籍」と重「市民権」 -
3. 学会等名 重国籍研究会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 小畑 郁・江島晶子・北村泰三・建石真公子・戸波江二編集、菅原真ほか62名執筆	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 572
3. 書名 ヨーロッパ人権裁判所の判例	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------